

「阪谷の今を考える座談会」第13回 ご報告

開催日：令和8年2月13日(金) 午後7時～

場 所：阪谷公民館 2階 大広間

参加者：13名

テーマ：民生委員・児童委員、区長との懇談



【座談会の目的やルール】

[目的]

- 阪谷地区の今について、みんなで思っていることや考えていることを自由に話し合って、そこから地域の問題解決のヒントになるようなことがないか、阪谷の望ましい将来像とはなどについて考えましょう。

(※みなさん、地域のいろいろな団体や会で役などをされているとは思いますが、ここでは、一個人として思いや考えを言っていたいただければと思います。)

[ルール]

- この会で結論をとることはしません。みなさんの意見は貴重なご意見として主催側で参考に使わせていただきます。ですので、他者の意見に同調するのは大いにOKですが、否定することはやめましょう。

[その他]

- この会で出た意見は、貴重な意見として公開（氏名等は公開しません）することにご了承ください。

【座談会の様子】



【座談会（第13回）で出た感想、意見等】

民生委員・児童委員の役割とお仕事

★民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、大正6年(1917年)に岡山県で創設された「濟世顧問」制度が発祥と言われており、平成29年(2017年)に創設100周年を迎えている。大正7年(1918年)には、大阪府に「方面委員」が設置され、この「方面委員」が全国に普及し、今の民生委員・児童委員制度の礎となっている。「方面委員」は生活困窮者の調査や支援などを行っていた。

昭和21年(1946年)に民生委員法が制定され、「方面委員」は「民生委員」に、昭和22年(1947年)に児童福祉法が制定され、「民生委員」が「児童委員」を兼務するようになった。

民生委員・児童委員は、大野市内に91名おり、阪谷地区には7名。

現在の委員任期は、令和7年12月1日から令和10年11月30日までとなっている。

身分等は、厚生労働大臣が委嘱する、非常勤で特別職の地方公務員という扱いになる。無報酬で、守秘義務も課される。

※交通費や通信費などの活動費が支給される。

※守秘義務は、民生委員・児童委員退任後も課される。

職務としては、福祉全般に関することになるが、近年では高齢者に関することが大きく占めるようになっている。大野市では、65歳以上の一人暮らし高齢者を中心に支援や見守りを行っている。

また、児童委員として、児童に関する調査への協力や要保護児童についての情報収集や見守りへの協力なども行っている。

その他、障害者や生活困窮者に関すること、防災に関すること、委員会や研修に参加して自己研鑽することなどがある。

主任児童委員は、大野市内に9名、阪谷地区には1名。

身分等は民生委員・児童委員と同様で、児童に関することを専門に行っている。

児童に関する内容について、児童委員へ助言したり、一緒に支援にあたったり、また、日ごろから児童関係の関係機関との連携を強化する活動を行うなどしている。

★福祉に関するお話(こんな時どうする)

研修資料は、高齢者や家庭・子供に関することなど、ジャンルに分けて、具体的な事例などを示しながら、相談があったときにつなげる公的な支援機関についてまとめたものになっている。

研修資料では、要支援者を訪問した時に本人が在宅なのか不在なのかわからないときの対応方法を示している。その中で、テレビの大音量や異臭といった明らかな異常時には、区長や福祉課などの人と一緒に家に踏み込むよう示している。

これは、近年プライバシーのことが問題視されるなかで、複数で入ることで訪問者自身の立場を守ることにつながるし、何か異常があった場合に『一人は現場で対処し、もう一人が外部への連絡を』といった冷静な対応が必要になるためである。

また、要支援者が発する異常なサインに対して、空振りはいいが、見逃しは厳禁である。異常なサインを出している支援者の家に踏み込み、無事が確認された場合(空振り)には、安否確認ができたということになるが、サインを見逃し放置した(見送り)により孤独死などに繋がることを憂慮すべきである。

★東部民生委員児童委員協議会の活動

月の活動状況の確認、市や関係機関からの連絡事項などの情報の伝達など、毎月例会を開催している。

例会では、市福祉課からの福祉行政の話や、警察(交番)からの話を聞いたり、福祉施設の視察をしたりなど、自己研鑽にも努めている。

また、年6回、小学校前であいさつ運動も実施している。

参加者からの発言など

★民生委員・児童委員の仕事に障がい者に関することが含まれるが、名簿等がないため、だれが障がい者かわからず、支援が困難である。

⇒障がいには、身体障がい、知的障がい、精神障がいがある。障がい者の中で、目が不自由な身体障がい者や体の不自由な身体障がい者は、見た目である程度判断できるが、耳の聞こえない障がいのある人(手話を使っていれば分かりやすいが)や心臓や腎臓など内臓に障がいのある人などは見た目健常な人と変わらず、普通の生活をしている。また精神障がいのある人は、健常の人と全く区別がつかない。そうした障がい者の中には、自分が障がい者であることをクローズ(人に知られないようにすること)にして社会生活をする人を望む人が多くいる。そのため、障がいに関する個人情報を公にすることは控えている。障がい者からの要支援の訴えや、家族などからの支援の依頼に応じて対応してほしい。

★地区内では、民生委員や福祉委員のなり手がなくなっている。制度を改めるなど必要な措置をとる必要があるのではないか。

⇒大野市では定数100%の委嘱ができているが、全国的には約90%の充足率であり、全国的に担い手不足になっており、担い手不足への対応には取り組んでいる。地域としては、地域の見守りの手段として民生委員・児童委員を考え、地域がうまくまうように取り組んでいくことが必要になる。

⇒いろいろな面で地域を考え、地域内での支え合いが大切になってくる。

★個人宅を訪問した時に、「助けていない」と断られることがある。こうした場合はどうすると良いか。

⇒客観的にみると支援が必要な人であっても、支援を拒否するケースは少なからずある。拒否されたから何もしないのではなく、少し距離を置いて関わるようにするとよい。区長や近所の人との連絡体制や連携を強化、いつでも支援に入れる体制を整えておくことが大事になる。

★子どもが発する異常なサインには、「腕や足など体に痣がある」や「寒い時期になってもいつまでも薄い服でいる」などがあるが、阪谷地区では、児童は通学バスや家族の送迎で来るため、普段の子どもの様子が見れない。統合して富田小に行くとすると、全員がバス通学になるので、見守りができにくくなる。

⇒あいさつ運動を継続するなど、子どもたちとの触れ合う機会を設けてほしい。また、放課後こども教室など、日常的に児童たちと接する機会の多い機関との連携し、情報を供することも必要になる。